平成２１年（フ）第６１５号
盛岡市西青山２丁目20番13号　ハウス泳理202号、旧住所富山県高岡市戸出町３丁目16番48―207号
債務者　藤原　博紀
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６２１号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第８地割52番地２
債務者　北田　二郎
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６２２号
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第８地割52番地２
債務者　北田　咲子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５８号
福島県河沼郡湯川村大字田川字宮ノ北丙31番地、前住所福島県河沼郡会津坂下町字沢ノ目1682番地の５
債務者　薄井　　清
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地120　コーポドリーム―202号、破産申立時の住所新潟県胎内市西本町22番14号　サンハイツ高沢Ｂ―101号
債務者　渡邉　吉子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１０８号
新潟県新発田市住吉町３丁目８番32号
債務者　髙橋　和隆
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１０９号
名古屋市中区栄３丁目11番５号　伊藤忠栄マンションＳ棟914号、住民票上の住所新潟県新発田市中央町１丁目７番15号
債務者　澁谷　大蔵
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１１０号
新潟県村上市川部170番地
債務者　佐藤　章子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１１１号
新潟県新発田市藤塚浜1269番地
債務者　本間　　哲
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第４０２号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東17番地１
債務者　坂下まり子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７００号
大阪府貝塚市澤819番地の33、前住所大阪府貝塚市橋本548番地の１ミレニアム貝塚405号
債務者　大屋敷　保
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
兵庫県加東市平木1310番地８
債務者　浅井多佳史
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３３０号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住26―508号
債務者　山室　潮美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３１４号
水戸市姫子２丁目764番地の９　クレールメゾンＢ棟202号
債務者　菊池　啓子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１６７２号
愛知県春日井市白山町３丁目15番地７　リベルタヴィラ白山105号
債務者　赤羽　浩子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６７３号
愛知県春日井市白山町３丁目15番地７　リベルタヴィラ白山103号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２０６号
名古屋市天白区元八事２丁目102番地　第２アイリス近藤302号
債務者　安田　昌憲
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで　名古屋地方裁判所民事第２部